

米崎地区 地域農業マスタープラン(実質化された人・農地プラン)

注: 本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	作成年月日	直近の更新年月日
陸前高田市	平成26年3月14日	令和3年3月1日
対象地区名(地区内の集落名)		
米崎地区		

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	238.48 ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	142.86 ha
③ 地区内における75歳以上の農業者の耕作面積の合計	57.19 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	35.18 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.38 ha
④ 地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	2.88 ha
(備考)	

注1: ③の「〇歳以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2: ④の面積は、別表「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

高齢化が進み、若手農家及び後継者が少ない。区画が小さいなど条件が整っていない農地が耕作放棄地となっている。中山間事業で取組を行っていない中山間地の農地が管理されておらず、周辺農地の鳥獣被害の要因になるなど影響を及ぼしている。りんご栽培について、小規模農家が多く、ブランド化が困難である。

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

復旧農地を有効活用し、地域の中心経営体へ農地を集積することを検討しながら、水稻栽培を行う。

新規参入を促進して新規参入者に農地を集積・集約化する。

農業をリタイア・経営転換する人及び担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(1) 複合化	水稲及び水稲以外の作物への取組みを進める。
(2) 6次産業化・高付加価値化	地域で栽培した農産物を加工販売する。 地域をけん引する大規模経営体の育成により、「米崎りんご」のブランド化に向けた取組みを行う。
(3) 新規就農の促進	Uターン・Iターンによる新規就農者及び定年帰農者の育成により、後継者を確保する。
(4) 耕作放棄の解消・再生利用	中山間事業等による集落ぐるみの取組みを継続し、農地を維持する。 それ以外の山間部における耕作放棄地の管理について、今後継続的に検討していく。 比較的平場で耕作放棄地となっている農地については、作業効率向上のためほ場整備の実施等を検討していく。
(5) 鳥獣被害対策	集落ぐるみによる鳥獣被害対策

5 今後の地域の中心となる経営体の状況

(1) 経営体数

	個人・任意組合	法人
① 認定農業者	13 人	3 法人
② 認定新規就農者	3 人	1 法人
③ 集落営農組織	組織	法人
④ 他市町村の認定農業者	人	法人
⑤ 他市町村の認定新規就農者	人	法人
⑥ 基本構想水準到達者 ^{注)}	人	法人
⑦ 今後育成すべき農業者	8 人(うち2人は1組)	1 法人

注: 基本構想水準到達者とは、①～⑤以外のもので市町村基本構想で定める目標所得を上回っている者。

(2) 農地の集積面積

	集積面積	地域内の耕地面積	集積率
現状	51.06 ha	238.48 ha	21 %
今後	53.94 ha	238.48 ha	23 %